

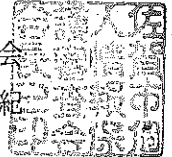
答申第200号

令和4年12月27日

佐賀市長 坂井 英隆 様

佐賀市個人情報保護審査会

会長 井上 亜 紀



佐賀市個人情報保護条例第13条第2項第5号の規定に基づく諮問について

(答申)

佐賀市個人情報保護条例第13条第2項第5号の規定に基づき、令和4年12月7日付け佐市総法第623号により諮問がありました「死者の保有個人情報について、遺族からの開示請求を受け付けてよろしいか。」については、審議の結果、諮問の内容を適当なものと認めます。